

日本学術会議の推薦名簿に基づき新会員105人の全員任命を求める 意見書

菅首相は9月28日、日本学術会議が推薦した6人の新会員を、前例のない形で任命拒否した。日本学術会議は直ちに総会を開き、任命しなかった理由の説明と、6人を速やかに任命する要望書を10月2日に内閣総理大臣に提出した。

多くの国民も拒否理由の説明を求める声を上げ、批判と抗議が続いている。

首相は拒否理由を「総合的、俯瞰的」とか「多様性」などと説明したが現実と矛盾し説明責任を果たしていない。メディアも「答弁は矛盾と迷走」と報じ、世論調査で国民の多数も「首相説明は不十分」と答えている。

950を超える学会や幅広い個人・団体が抗議の声を上げ、任命拒否は思想・信条の自由な活動への侵害であり、日本学術会議法に違反し、憲法23条の「学問の自由」にも反すると批判している。

今までは学術会議の推薦が尊重され、総理大臣の任命は形式的なものとされてきた。またこの拒否は学問の自由にとどまらず、民主主義の問題であり、国民全体の思想・信条の自由侵害の問題でもある。

学者・研究者の自主性、自立性を保障する「学問の自由」は、歴史的教訓からの憲法上の基本的人権であり、政治が介入することは絶対に許されない。

憲法と学問の自由を守り、学問が健全に発達・発展し、より豊かな人間社会の実現に寄与するものであるために、日本学術会議法に基づき全員を任命されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官